

令和 8 年度第 1 回町有財産売却募集要領

令和 8 年 9 月 1 5 日

三 春 町 財 務 課

未利用町有財産を払い下げるため、下記のとおり公募を実施します。

記

1 物件の所在及び面積

○旧中郷小学校校長住宅

No	所在地	不動産	種類	地積	最低売却額
1	三春町大字柴原 字神久保 42 番地	土地	宅地	415.17 m ²	1,957,000 円
		建物	木造亜鉛メッキ 鋼板葺平屋建	68.67 m ²	817,000 円
					計 2,774,000 円

2 物件の状況

当該地は、中郷小学校校長住宅として利用してきましたが、教職員のライフスタイルや住宅事情が変化し、現在は未利用財産となっています。

3 物件の形状等

別紙物件概要説明のとおり

4 応募資格

個人又は法人とします。町内居住の有無を問いません。

※ただし、次のいずれかに該当する者は、申込みすることはできません。

- (1) 地方自治法施行令第 1 6 7 条の 4 第 1 項又は第 2 項各号に該当すると認められる者
- (2) 三春町暴力団排除条例（平成 2 4 年三春町条例第 2 1 号）第 2 条第 1 号に規定する暴力団（以下「暴力団」という）、同条第 2 号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という）及び暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (3) 市町村民税の滞納がある者
- (4) 三春町が定める本要領の内容を承諾せず、遵守できない者

5 申込方法

- (1) 申込を希望する者には、次に掲げる書類を交付する。

- ① 町有財産譲渡申込書
- ② 令和８年度第１回町有地売払募集要領（本要領）
- (2) 交付期間
令和８年９月２８日（月）から令和８年１０月３０日（金）まで
※土日を除く。
- (3) 申込受付に必要な書類
町有財産譲渡申込書
※必要に応じて、書類の提出を追加で求める場合があります。
- (4) 受付の方法
持参のみとします。
- (5) 受付の期間
令和８年９月２８日（月）から令和８年１０月３０日（金）まで
※土日を除く。
- (6) 交付及び受付の時間
午前８時３０分から午後５時１５分まで
- (7) 交付及び受付の場所
三春町字大町１番地の２（役場庁舎２階）
三春町役場 財務課 資産管理グループ
電話 ０２４７－６２－２１３２

6 購入者の決定方法

最低売却額以上で申し込まれた方で、最高の価格をもって申し込まれた者と契約を締結します。

7 注意事項

- (1) 申込希望者は、本書の記載内容、売却物件概要のすべてを承知したうえで申込してください。
- (2) 物件は、宅地分譲地ではありませんので、土地の利用や建物を建築するにあたっては、建築基準法や条例等により指導等がなされる場合や負担金が必要となる場合がありますので、利用等に係る法令上の諸規制について、必ず申込者ご自身において、関係機関にご確認ください。
- (3) 売却物件概要説明と現状が相違している場合は、現状が優先します。
- (4) 本物件建物は、建築後経年経過等により、床の一部に若干の傾き（およびそれに伴う一部建具の開閉がスムーズでない状態）が生じています。
三春町では、この傾きの原因（地盤沈下、構造材の歪み等）についての詳細な専門的調査は行っておりません。未利用町有地の処分となることから現状有姿での引き渡しとなりますので、必ず申し込みされるご自身において、現地等の調査確認を行ってください。

- (5) 建物内を確認する際には、財務課まで事前予約のうえ行うことが可能ですので、次の期間内においてご連絡ください。

確認期間：令和8年9月28日（月）から令和8年10月30日（金）

午前9時から午後5時

※当該期間以外には、建物内を確認いただくことはできません。

- (6) 買主は、この現況（現状有姿）を容認して購入するものとし、三春町では当該傾きおよびこれに起因する一切の不具合について契約不適合責任（補修・賠償・解除等）を負わないものとします

8 契約保証金の納付

- (1) 土地売買契約締結と同時に契約保証金として、契約金額（落札金額）の100分の10以上（1円未満切上げ）を納付していただきます。
- (2) 契約保証金は、残額を納入期限までに完納したときに、売買代金の一部に充当します。

9 契約の締結等

売買契約の締結等は、次のとおり行います。

- (1) 「町有財産売買契約書」の締結等

町有財産売買契約書（以下「売買契約書」という。）の締結等は、売払いの決定通知を受けた日から14日以内に行います。あらかじめ指定した日に三春町役場財務課までお越しいただくことになります。

なお、この期限までに契約を締結されない場合には、落札は無効となりますのでご注意ください。

- (2) 売買契約締結後に、落札者に対して売買代金から契約保証金を除く金額について、納入通知書を交付するものとします。
- (3) 落札者は、物件の所有権移転登記前に権利義務を第三者に譲渡できません。

10 売買代金の支払い方法

売買契約締結後、売買代金と契約保証金（契約保証金は売買代金へ充当します。）との差額を町が発行する納入通知書によりお支払いいただきます。

差額は、契約締結の日から起算して30日以内にお支払いいただきます。

なお、契約保証金は、売買代金の支払いが行われなかった場合には三春町に帰属することとなりますのでご注意ください。

11 所有権の移転等

- (1) 売買代金を完納した時に所有権が移転し、同時に売却物件を現状有姿で引き渡すものとします。

- (2) 所有権の移転登記は、町が行います。
- (3) 売買契約書に貼る収入印紙及び所有権の移転登記に必要な登録免許税は、落札者の負担とします。

1 2 売却物件における使用上の制限事項

- (1) 売却物件の引渡しを受けた日から5年間は、当該売却物件を風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）の規定により、営業時間、営業区域等を制限される業務の用途に供し、又はこれらの用途に供されることを知りながら、当該物件の所有権を第三者に移転し、若しくは貸してはいけません。
- (2) 当該物件を、三春町暴力団排除条例（平成24年三春町条例第21号）第2条第1号に規定する暴力団の事務所の用途に供し、又はその用途に供されることを知りながら、当該物件の所有権を第三者に移転し、若しくは貸してはいけません。

1 3 契約不適合責任

落札者は、売買契約の締結後に、引き渡された売買物件に関して契約の内容に適合しないこと（地下埋設物や土壌汚染等の隠れたものも含む。）を理由として、目的物の修補請求、代替物の引渡請求、履行の追完の請求、代金減免の請求、損害賠償請求及び契約の解除をすることはできないものとします。ただし、落札者が消費者契約法（平成12年法律第61号）第2条第1項に規定する消費者である場合は、売却物件の引渡しの日から2年間に限り可能です。

1 4 その他

前各項に定めるもののほか、本件に関し必要な事項は、地方自治法及び三春町財務規則（昭和57年三春町規則第16号）の定めるところによるものとします。

ご不明な点は、三春町役場財務課までお問い合わせください。

【担当・問い合わせ先】

三春町役場財務課資産管理グループ

電話：0247-62-2132 ファクシミリ：0247-61-1110

Eメール：kanri@town.miharu.lg.jp